

年齢
無制限

スクール会員様のお怪我の補償

行事参加者補償制度費用保険特約付団体総合補償制度費用保険 施設所有（管理）者賠償責任保険

パンフレット兼重要事項説明

スポーツ補償制度



「スポスク補償制度」の概要

1 「スポスク補償制度」は、スポーツ教室の運営における様々なリスクに備える制度です。

本制度は、災害補償制度と賠償補償制度の2つで構成されます。

災害補償制度は、スポーツ教室参加中に会員がケガをしてしまった場合、および特定疾病になってしまった場合に、スポーツ教室運営者（被保険者）が補償規程に基づいて見舞金をお支払いした場合、その費用を補償するものです。

賠償補償制度は、スポーツ教室運営者（被保険者）が、スポーツ教室に参加する会員や第三者の身体障害や財物の損壊を発生させたために、法律上の賠償責任を負った場合の賠償金を補償するものです。

2 この制度は、テテマーチ株式会社を保険契約者、スポーツ教室運営者を被保険者とする保険によって運営されております。

「災害補償制度」とは ～スポーツ教室主催者の気遣いとして～ 地震・津波などの天災によるケガも補償します

補償内容

スポーツクラブの会員が、スポーツ教室に参加中または実施施設までの往復途中に急激で偶然な外来のケガ（天災時含む）または特定疾病※を被られた場合に、スポーツ教室の運営者が補償規程に基づいて見舞金をお支払いをした場合、その費用を保険金としてお支払いします。

この補償制度は、Chubb 損害保険株式会社の「行事参加者補償制度費用保険特約付帯団体総合補償制度費用保険」によって運営しております。

※特定疾病とは、次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患 / くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患 / 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患 / 細菌性食中毒 / 日射病・熱射病等の熱中症 / 低体温症 / 脱水症

（注）ただし、スポーツ教室開催日の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬していた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患はお支払いの対象外となります。

想定事故例

【スクール中の事故】



会員にサッカーゴールが倒れてきた。

【特定疾病の事故】



熱中症で会員が倒れ病院に運ばれた。

【天災事故】



大地震が発生。天井の一部が崩れ会員が下敷きに。

【往復途上の事故】



スポーツ教室へ行く途中、交通事故に遭いケガをした。

制度の特長

スポーツ教室参加中のケガだけでなく、特定疾病も補償します

補償の対象となる特定疾病

- | | | |
|---------------------------------------|-----------------------|---------|
| 1. 急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）
急性心不全等の急性心疾患 | 3. 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患 | 6. 低体温症 |
| 2. くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患 | 4. 細菌性食中毒 | 7. 脱水症 |
| | 5. 日射病・熱射病等の熱中症 | |

天災によって被ったケガも補償いたします。

地震、噴火、またはこれらによる津波によってケガを被った場合も、保険金をお支払いします。

「賠償補償制度」とは ～スポーツクラブ主催者としての責任～

補償内容

スポーツ教室の運営者が、その運営や活動に起因して、会員や第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、スポーツ教室の運営者に法律上の賠償責任が生じた場合、補償金をお支払いする制度です。

この補償制度は、Chubb 損害保険株式会社の「施設所有（管理）者賠償責任保険」によって運営しております。

想定事故例

【対人事故】



会員の蹴ったボールが通行人にあたり、ケガをさせてしまった。

【対人事故】



落雷により会員が死亡。早急に教室を中止させなかったとして、遺族から運営者が訴えられた。

【対物事故】



会員の蹴ったボールが隣家に直撃、窓ガラスを破損した。

補償額

補償金の種類		保険金額
災害補償制度	災害死亡補償保険金	1,000万円
	後遺障害補償保険金	最高1,000万円
	療養補償保険金	
	入院日額	4,000円
	手術保険金	手術の種類に応じて入院日額の10倍、20倍、40倍
	通院日額	1,500円
賠償補償制度	対人・対物共通限度額	1名:1億円 1事故:5億円 免責金額(自己負担額):0円

- 入院日額・通院日額については、治療日数の1日目から補償されます。
- 入・通院見舞金は医療費の実費ではなく、上表のとおり1日あたりの定額見舞金が支払われます。

ご契約の締結後

保険期間中の会員の増減について

保険期間中の会員の中途加入、中途脱退について、その都度の報告や追加保険料の払い込みは不要です。保険期間の途中で加入された会員につきましては、加入日より自動的に補償が開始されます。

保険期間終了後の保険料の精算処理等はございません。

スポーツ補償制度

(行事参加者補償制度費用保険特約付団体総合補償制度費用保険・施設所有(管理)者賠償責任保険)

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合
災害補償制度	対象となる損害	下記の場合において、スポーツ教室参加中に偶然発生した会員のケガまたは特定疾病(注1)〔「補償適用の原因(注2)」といいます。〕に対して、被保険者が「補償規程(注3)」に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金を被保険者にお支払いします。
	災害死亡補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に会員が死亡した場合。
	後遺障害補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、 ①ケガをした日からその日を含めて180日以内に会員に後遺障害が生じた場合または②特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。 支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。
	療養補償保険金	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
	手術保険金	療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合。入院見舞金(日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。
	通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。※骨折による通院、ギプス等固定期間の通院のみし日数は7日を限度といたします。
賠償補償制度		スポーツ教室の運営管理や活動に起因して、第三者や会員の皆様の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険会社から下記保険金が支払われる制度です。 ①緊急措置費用 ②損害賠償金 ③損害防止・軽減費用 ④協力費用 ⑤求償権保全・行使費用 ⑥訴訟費用
		下記のいずれかによって発生した損害に対しては補償金をお支払いしません。 ①保険契約者、被保険者、会員の故意・重過失 ②会員の自殺行為・闘争行為・犯罪行為 ③会員の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用 ④会員の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ⑤戦争・暴動など ⑥スポーツ教室開催日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患(継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く) ⑦野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグッド病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ⑧成長痛、加齢に伴う物(変形性膝関節症、変形性腰椎症など)など ⑨むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの など

【用語の説明】

(注1) 特定疾病

「急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患」「くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患」「気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患」「細菌性食中毒」「日射病・熱射病等の熱中症」「低体温症」「脱水症」をいいます。

(注2) 補償適用の原因

会員が被った次のケガまたは特定疾病
①被保険者が主催するスポーツ教室参加中のケガまたは特定疾病
②上記①の行事参加のための往復途上のケガまたは特定疾病(ただし、スポーツ教室参加を目的として住居を出発する前に、会員名簿で事前に参加が確定している方に限ります。)
(注3) 補償規程
被保険者であるスポーツ教室主催者が会員に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの。

【ご注意】

- ご契約に際しては、「補償規程」の写しをご提出願います。
- 保険期間終了後遅滞なく、保険期間中のスポーツ教室開催日ごとの開催時間数と参加者数をご通知いただき、原則として保険料の確定精算を行います。
- 被保険者は会員名簿の備付けが必要となります。会員名簿にお名前記載がない方に係る損害は、保険金支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約に次のようなことが生じた場合には、ただちに取扱代理店までご通知ください。
①住所を変更された場合
②補償規程の記載事項に変更が生じた場合

重要事項説明

- お客様に関する情報の取扱いについて
Chubb 損害保険株式会社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、chubb 損害保険株式会社ホームページ (<http://www.acegroup.com/jp>) をご覧ください。
(1) 主な利用目的について
1. Chubb 損害保険株式会社またはそのグループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
2. 上記1.に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
4. 適正な保険金・給付金の支払い
5. 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
2. 保険会社破綻時の取扱いについて
引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。団体総合補償制度費用保険(行事参加者補償制度費用保険特約付)は同機構の補償対象契約ではありませんので、保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払い金額が削減されることがあります。賠償責任保険の契約については、同機構によって事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
賠償責任保険(※)	破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払い(補償割合100%) 3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%

(※) ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償対象となります。

本制度の具体的な内容については Chubb 損害保険株式会社ホームページ (<http://www.acegroup.com/jp>) をご覧ください。

このパンフレットは団体総合補償制度費用保険(行事参加者補償制度費用保険特約付)、施設所有(管理)者賠償責任保険の概要を説明したものです(2012年4月作成)。この保険は、Chubb 損害保険株式会社の団体総合補償制度費用保険(行事参加者補償制度費用保険特約付)、施設所有(管理)者賠償責任保険ならびに付帯特約の規定に従います。弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料領収証の発行、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

保険契約団体

スポーツ事務局

共同2社運営

テテマーチ株式会社

東京都目黒区目黒1-24-12オリックス目黒ビル6階・7階
TEL:03-6417-9954 FAX:03-6685-7907

株式会社ユナイテッドフィールド

神奈川県横浜市中区桜木町1-1-7ヒューリックみなとみらい10F
TEL:045-772-7113 FAX:045-772-7118



取扱代理店

東京商事株式会社

東京都港区赤坂3-21-4 新日本ビル赤坂3F
TEL:03-3588-1141 FAX:03-3588-1145

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社

東京支店
東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山
TEL:050-3164-6447 FAX:03-6364-7424